

令和5年第2回県議会定例会 (6月提案分)

提出予定議案の概要

	ページ
I 令和5年度6月補正予算案	
1 歳入・歳出予算の補正……………	1
2 補正予算案の主な内容……………	1
3 計数表……………	8
II 令和5年第2回県議会定例会（6月提案分）条例案等	
1 提出予定議案の内訳……………	12
2 条例案等の概要……………	12

(注1) 各表中の金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

(注2) 各表中の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と符合しないことがある。

神 奈 川 県

I 令和5年度6月補正予算案

令和5年度6月補正予算は、当初予算（骨格予算）に対する肉付けを行うことにより、「持続可能な神奈川」に向けた取組を更に進めるための予算として編成した。

具体的には、「子ども・子育て支援の取組」として、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や、あたたかいコミュニティの創出に向けた取組を進めるほか、「デジタル行政の推進」として、AI技術を活用し、「消えかけた道路標示」の点検・補修を加速化させるための取組や、コミュニケーションアプリを活用した「子育てパーソナルサポート」による情報発信などを推進する。

1 歳入・歳出予算の補正

(1) 会計別予算額

(単位：億円、%)

会計別	前回までの累計額	6月補正予算額	6月現計予算額	対前年度比較	
				5年度6現／4年度当初	5年度6現／4年度6現
一般会計	22,784.08	49.63	22,833.71	97.4	96.3
特別会計	22,559.66	2.12	22,561.78	106.6	106.6
企業会計	1,638.85	—	1,638.85	104.1	104.1
計	46,982.59	51.75	47,034.35	101.8	101.3

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：億円)

款別	前回までの累計額	6月補正予算額	6月現計予算額
県税	13,326.52	9.08	13,335.60
国庫支出金	3,556.17	11.96	3,568.14
繰入金	1,118.92	6.50 [※]	1,125.42
県債	1,278.79	21.93	1,300.72
その他	3,503.65	0.15	3,503.80
計	22,784.08	49.63	22,833.71

※ 繰入金の内訳 ①子ども・子育て基金繰入金 5.75億円
②その他 0.74億円

2 補正予算案の主な内容

取組	補正予算額
ア 子ども・子育て支援の取組	8億6,068万円
イ デジタル行政の推進	1億3,862万円 [※]
ウ 公共事業の追加	34億6,007万円
エ その他	8億887万円
計	51億7,553万円

※ 再掲事業9,271万円を含むため、合計は一致しない

ア 子ども・子育て支援の取組

1 目的

子どもが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指して、県民の不安を解消し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うとともに、あたたかいコミュニティの創出に向けた取組を実施する。

2 補正予算額 8億6,068万円（うち子ども・子育て基金活用額5.7億円）

【子ども・子育て基金活用状況】

4年度2月補正 (積立)	5年度6月補正 (取崩)
80億円	5.7億円

3 事業内容

区分	事業名及び事業概要	補正予算額						
(1)	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	7億 90万円						
	①恋カナ！プロジェクト事業費 結婚に向けた機運醸成を図るため、市町村等と連携した結婚支援イベントの実施回数を拡充するとともに、WEB広告を活用して県・市町村の婚活支援の取組を広く周知する。	1,919万円						
②	②マッチングアプリ利用促進事業費 マッチングアプリと恋カナ！プロジェクトを連携させる取組を行うほか、マッチングアプリ事業者が実施する安全対策等を恋カナ！サイトで紹介し、婚活への最初の一步を支援する。	462万円						
③	③結婚新生活支援事業費補助 結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。 <事業の概要>	2億 150万円						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">補助対象世帯</td> <td>夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯</td> </tr> <tr> <td>補助上限額 (1世帯)</td> <td>夫婦ともに29歳以下：60万円 上記以外：30万円</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国2/3、県1/6 市町村1/6</td> </tr> </table>	補助対象世帯	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯	補助上限額 (1世帯)	夫婦ともに29歳以下：60万円 上記以外：30万円	負担割合	国2/3、県1/6 市町村1/6	
補助対象世帯	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯							
補助上限額 (1世帯)	夫婦ともに29歳以下：60万円 上記以外：30万円							
負担割合	国2/3、県1/6 市町村1/6							
④	④産科・小児医療施設等誘致事業費補助 安心して妊娠、出産及び子育てを行える環境を整備するため、産科・小児医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助する。	1億9,160万円						

区分	事業名及び事業概要	補正予算額																	
⑤	<p>⑤保健師修学資金貸付金（地域医療介護総合確保基金活用事業） 新生児訪問等の母子保健業務などを担う保健師を確保するため、保健師に特化した修学資金貸付制度を創設し、県内外の保健師養成課程在学者へ貸付を行う。 <貸付制度の概要></p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>将来県内の自治体において保健師の業務に従事する意思を有する者で、県内外養成施設に在籍する者</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>年額 48 万円（4 万円/月）</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>最大 2 年間</td> </tr> <tr> <td>返済免除</td> <td>養成施設卒業後、県内自治体において 5 年間勤務した場合</td> </tr> </table>	貸付対象者	将来県内の自治体において保健師の業務に従事する意思を有する者で、県内外養成施設に在籍する者	貸付金額	年額 48 万円（4 万円/月）	貸付期間	最大 2 年間	返済免除	養成施設卒業後、県内自治体において 5 年間勤務した場合	2,400 万円									
貸付対象者	将来県内の自治体において保健師の業務に従事する意思を有する者で、県内外養成施設に在籍する者																		
貸付金額	年額 48 万円（4 万円/月）																		
貸付期間	最大 2 年間																		
返済免除	養成施設卒業後、県内自治体において 5 年間勤務した場合																		
⑥	<p>⑥男性育児休業取得促進事業費 仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促進するため、男性従業員が育児休業を取得した県内中小企業に対して奨励金を交付する。 <奨励金の概要></p> <table border="1"> <tr> <td>交付対象者</td> <td>県内中小企業</td> </tr> <tr> <td>主な交付要件</td> <td>次のいずれにも該当する事業者 ・子の出生後 2 歳に達するまでの間に男性従業員が育児休業を取得 ・育児休業終了後に原職復帰して 1 か月以上雇用</td> </tr> <tr> <td>交付金額</td> <td>育児休業期間が合計 10 日以上 30 日未満：20 万円 // 合計 30 日以上：50 万円</td> </tr> </table>	交付対象者	県内中小企業	主な交付要件	次のいずれにも該当する事業者 ・子の出生後 2 歳に達するまでの間に男性従業員が育児休業を取得 ・育児休業終了後に原職復帰して 1 か月以上雇用	交付金額	育児休業期間が合計 10 日以上 30 日未満：20 万円 // 合計 30 日以上：50 万円	1 億 644 万円											
交付対象者	県内中小企業																		
主な交付要件	次のいずれにも該当する事業者 ・子の出生後 2 歳に達するまでの間に男性従業員が育児休業を取得 ・育児休業終了後に原職復帰して 1 か月以上雇用																		
交付金額	育児休業期間が合計 10 日以上 30 日未満：20 万円 // 合計 30 日以上：50 万円																		
⑦	<p>⑦「手ぶらで保育」の推進 保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を市町村に対して補助する。 <補助事業の概要></p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>紙おむつ処分費</td> <td>紙おむつ保管用ごみ箱</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助対象</td> <td>施設</td> <td>認可保育所、認定こども園、地域型保育事業</td> <td>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>0～3 歳</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>県内全域（政令市・中核市を含む）</td> <td>県内全域（政令市・中核市を除く）</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>定員 19 人以下：5 万円/年 定員 20～90 人：10 万円/年 定員 91 人以上：15 万円/年</td> <td>102.9 万円/施設</td> <td></td> </tr> </table>	補助対象経費	紙おむつ処分費	紙おむつ保管用ごみ箱	補助対象	施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等	年齢	0～3 歳	—	区域	県内全域（政令市・中核市を含む）	県内全域（政令市・中核市を除く）	補助上限額	定員 19 人以下：5 万円/年 定員 20～90 人：10 万円/年 定員 91 人以上：15 万円/年	102.9 万円/施設		1 億 4,123 万円
補助対象経費	紙おむつ処分費	紙おむつ保管用ごみ箱																	
補助対象	施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等																
	年齢	0～3 歳	—																
	区域	県内全域（政令市・中核市を含む）	県内全域（政令市・中核市を除く）																
補助上限額	定員 19 人以下：5 万円/年 定員 20～90 人：10 万円/年 定員 91 人以上：15 万円/年	102.9 万円/施設																	
⑧	<p>⑧子育てパーソナルサポート事業費 コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する。</p>	930 万円																	
⑨	<p>⑨子ども・若者の意見聴取機会の創出事業費 県の施策に広く子ども・若者の意見を反映させるため、多様な子どもたちの声を聴く機会を創出する。</p>	300 万円																	

区分	事業名及び事業概要	補正予算額
(2)	あたたかいコミュニティの創出	1億5,978万円
一部 ●	⑩県営住宅における子育て世帯支援（県営住宅事業会計） 低所得の方に安心して子育てを行える環境を提供するため、県営住宅をリフォームし、子育て世帯向け住宅の募集枠を拡充するほか、子どもの居場所づくりを行うNPO法人等へ活動場所の提供等を行う。	5,335万円
●	⑪子ども食堂に関する情報発信の強化 近隣の子ども食堂の情報にアクセスできる環境を整備するため、子ども食堂の活動状況を調査し、県のポータルサイトで公開する。	150万円
●	⑫虐待事案の情報共有システム構築 虐待リスクが高い事案等に的確に対応できるようにするため、児童相談所と警察が連携してリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。	8,191万円
●	⑬障害児等メディカルショートステイ運営事業費 在宅の重症心身障がい児者とその家族が安心して生活できるようにするため、不足しているレスパイト等の受け皿を医療機関への委託により確保する。	1,568万円
●	⑭障害児等地域療育支援モデル事業費 在宅の重症心身障がい児者等が身近な地域で適切な療育支援を受けられる体制を強化するため、民間委託による療育指導等をモデル事業として実施する。	733万円
合計		8億6,068万円

問合せ先					
【①～③、⑨】					
	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	岩崎	電話	045-210-3830
【④】	健康医療局保健医療部	地域医療対策担当課長	渡邊	電話	045-285-0732
【⑤】	健康医療局保健医療部	保健医療人材担当課長	松谷	電話	045-210-4742
【⑥】	産業労働局労働部雇用労政課	課長	高橋	電話	045-210-5730
【⑦、⑧、⑪】					
	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長	深石	電話	045-210-4660
【⑩】	県土整備局建築住宅部公共住宅課	課長	田中	電話	045-210-6533
【⑫】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	課長	臼井	電話	045-210-4650
【⑬、⑭】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	鳥井	電話	045-210-4700

イ デジタル行政の推進

1 目的

デジタルの力を活用して県民目線の行政を推進することにより、「やさしい社会」の実現を目指す。

2 補正予算額 1億3,862万円

3 事業内容

区分	事業名及び事業概要	補正予算額
	(1) 安全・安心のための取組	4,591万円
①	① A I 技術を活用した「消えかけ白線ゼロ」を目指す取組 道路標示等を早期に補修するため、道路標識点検車両に搭載したカメラの画像を活用し、摩耗状況の自動検知・判定等を行うシステムを導入する。 ※既存の道路標識点検費用は5年度当初予算で8,455万円計上済	152万円
	【①関連事業】摩耗した道路標示の補修（6月補正予算） 歩行者の安全に直結する横断歩道等の補修を加速化させる。	(2億6,975万円)
	② 関東大震災100年を契機とした防災対策の充実 県民の防災意識を高めるため、デジタル技術を取り入れて、防災イベントや震災遺構データベースの充実を図るとともに、総合防災センター（厚木市下津古久）の防災情報・体験フロアにVRの導入などを行う。	4,439万円
	(2) 子ども・子育て支援の取組	9,271万円
③	③ 子育てパーソナルサポート事業費（再掲） コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する。	930万円
④	④ 子ども食堂に関する情報発信の強化（再掲） 近隣の子ども食堂の情報にアクセスできる環境を整備するため、子ども食堂の活動状況を調査し、県のポータルサイトで公開する。	150万円
⑤	⑤ 虐待事案の情報共有システム構築（再掲） 虐待リスクが高い事案等に的確に対応できるようにするため、児童相談所と警察が連携してリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。	8,191万円
合計		1億3,862万円

※ 再掲事業（③、④、⑤）を除いた額は4,591万円



【道路標示の補修前と補修後】

問合せ先

- | | | |
|------------------------------|---------|--------------------------|
| 【①】 警察本部交通部交通規制課 | 課長代理 馬場 | 電話 045-211-1212(内線 5161) |
| 【②】 暮らし安全防災局防災部危機管理防災課 | 課長 能戸 | 電話 045-210-3420 |
| 【③、④】 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 | 課長 深石 | 電話 045-210-4660 |
| 【⑤】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 | 課長 臼井 | 電話 045-210-4650 |

ウ 公共事業の追加（P11 参照） **34 億 6,007 万円**

県として風水害対策の強化に取り組む「神奈川県水防災戦略」の更なる推進等を図るため、追加の公共事業を行う。

・道路橋りょう（国道 255 号（小田原市）他 46 箇所） **19 億 1,944 万円**

・河川海岸（矢上川（川崎市）他 21 箇所） **15 億 65 万円**

[道路橋りょうについては、県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

[河川海岸については、県土整備局河川下水道部河港課長 電話 045-210-6470]

エ その他

① 2027 年国際園芸博覧会に向けた機運醸成 **1,000 万円**

横浜で開催される国際園芸博覧会の機運醸成を図るため、関係団体等と連携し、県有施設や県主催イベント等を活用した PR を行う。

[環境農政局農水産部農業振興課長 電話 045-210-4420]

② 三浦半島魅力最大化プロジェクト推進費 **600 万円**

三浦半島の地域産業の担い手となる地元事業者が主体となり、イタリアの活性化事例等を参考にした新規事業等を生み出す、新たなプラットフォーム（議論の場）を設置する。また、地域全体で活性化の機運を醸成するため、シンポジウムを開催する。

[政策局自治振興部地域活性化担当課長 電話 045-210-3251]

③ 指定管理施設における光熱費等の増影響への対応 **1 億 4,217 万円**

燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

④ 中小企業高度化資金貸付金の返納（中小企業資金会計） **1 億 5,906 万円**

県が貸し付けている中小企業高度化資金貸付金の繰上償還等に伴い、その貸付財源の一部として独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れた元金分等を同機構へ償還するとともに、中小企業資金会計に繰り入れた県負担分を一般会計に繰り出す。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

3 計数表

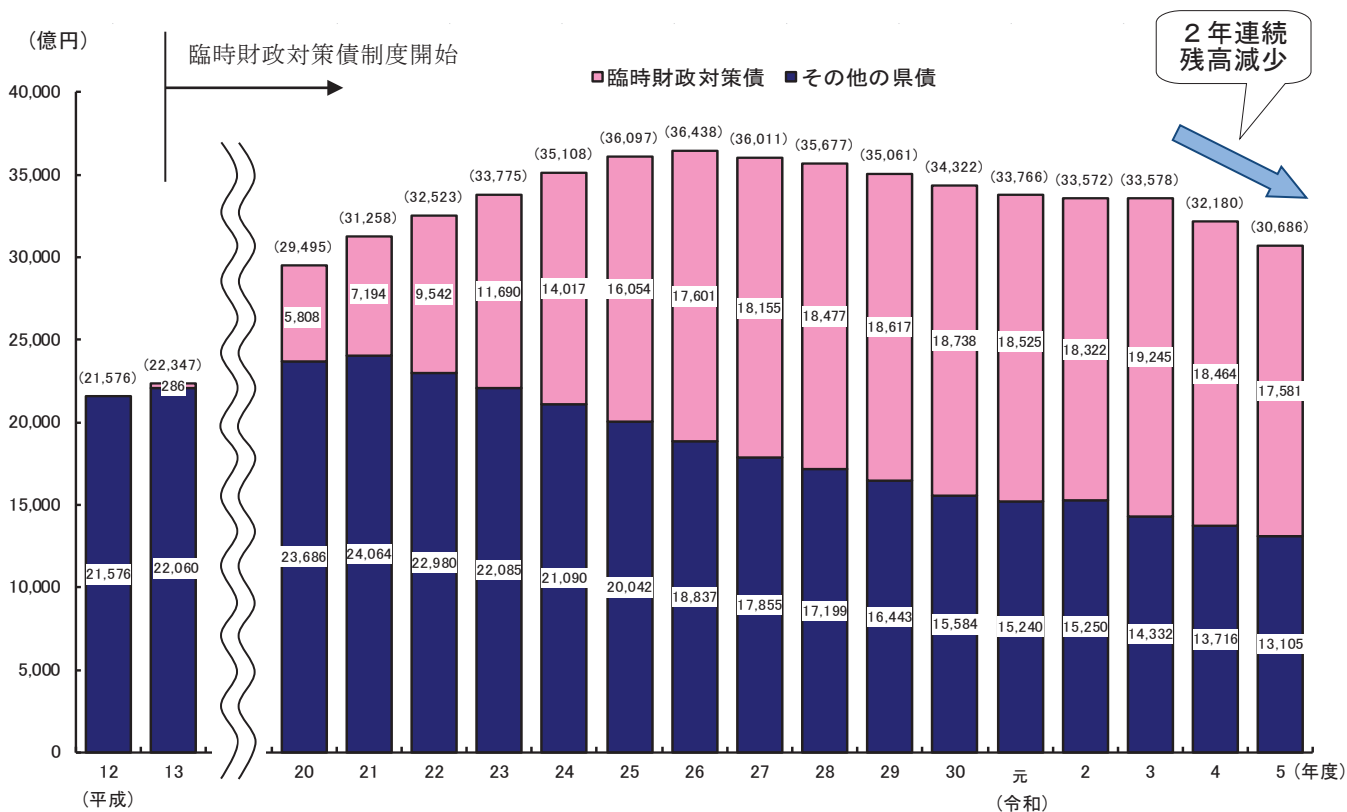
(1) 一般会計歳入予算額

ア 財源別内訳

(単位：億円、%)

区 分		これまでの 累 計 額 A	構成比	6 月 補 正 予 算 額 B	構成比	6 月 現 計 予 算 額 A + B	構成比	5 年度 6 月 現 計 ／ 4 年度 6 月 現 計
一 般 財 源	県 税	13,326.52	58.5	9.08	18.3	13,335.60	58.4	106.7
	地 方 譲 与 税	1,783.32	7.8	-	-	1,783.32	7.8	109.5
	地 方 特 例 交 付 金	45.00	0.2	-	-	45.00	0.2	102.3
	地 方 交 付 税	1,030.00	4.5	-	-	1,030.00	4.5	81.7
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13.00	0.1	-	-	13.00	0.1	100.0
	繰 越 金	0.10	0.0	-	-	0.10	0.0	107.7
	小 計	16,197.95	71.1	9.08	18.3	16,207.03	71.0	104.9
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	3,556.17	15.6	11.96	24.1	3,568.14	15.6	79.6
	分 担 金 及 び 負 担 金	3.49	0.0	-	-	3.49	0.0	81.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	302.66	1.3	0.00	0.0	302.67	1.3	97.7
	財 産 収 入	30.75	0.1	0.12	0.3	30.88	0.1	86.3
	寄 附 金	2.44	0.0	-	-	2.44	0.0	52.0
	繰 入 金	1,118.92	4.9	6.50	13.1	1,125.42	4.9	77.5
	県 債	1,278.79	5.6	21.93	44.2	1,300.72	5.7	75.6
	うち臨時財政対策債	500.00	2.2	-	-	500.00	2.2	59.5
	そ の 他 の 県 債	778.79	3.4	21.93	44.2	800.72	3.5	91.0
	諸 収 入	292.86	1.3	0.02	0.0	292.88	1.3	118.7
小 計	6,586.12	28.9	40.54	81.7	6,626.67	29.0	80.2	
合 計	22,784.08	100.0	49.63	100.0	22,833.71	100.0	96.3	

イ 県債年度末現在高の推移



(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県債新規発行額	209,589	249,169	288,986	171,951	130,072
臨時財政対策債	105,648	103,679	217,798	90,168	50,000
その他の県債	103,941	145,490	71,188	81,783	80,072
年度末現在高	3,376,669	3,357,293	3,357,809	3,218,050	3,068,679
臨時財政対策債	1,852,578	1,832,261	1,924,576	1,846,444	1,758,147
その他の県債	1,524,091	1,525,031	1,433,233	1,371,606	1,310,531
県民一人当たり 年度末現在高	366,831円	363,633円	364,142円	348,949円	332,752円

(注1) 令和5年度は6月現計予算額、4年度は最終予算額、3年度以前は決算額を示す。

(注2) 県民一人当たり年度末現在高の算出には「神奈川県人口統計調査」の人口を用いている。

(注3) 令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少させることを目標としているが、6月補正予算編成時点では3兆686億円となる見込み。

(2) 一般会計歳出予算額

ア 性質別予算額

(単位：億円、%)

区 分		これまでの 累計額 A	構成比	6月補正 予算額 B	構成比	6月現計 予算額 A+B	構成比	5年度 6月現計 /4年度 6月現計
政策的 経費	投資的経費	1,736.24	7.6	40.24	81.1	1,776.49	7.8	104.5
	公共事業費	519.07	2.3	17.38	35.0	536.46	2.3	99.6
	県単独土木事業費	372.98	1.6	17.21	34.7	390.19	1.7	106.4
	その他投資	844.18	3.7	5.64	11.4	849.83	3.7	106.9
	私立学校経常費補助	427.51	1.9	-	-	427.51	1.9	100.8
	その他	4,126.09	18.1	9.36	18.9	4,135.45	18.1	87.2
小 計		6,289.85	27.6	49.61	100.0	6,339.46	27.8	92.3
義務的 経費	人件費	4,920.17	21.6	-	-	4,920.17	21.5	97.1
	一般職員	724.70	3.2	-	-	724.70	3.2	95.4
	警察職員	1,686.34	7.4	-	-	1,686.34	7.4	99.5
	教育職員	2,507.77	11.0	-	-	2,507.77	11.0	95.9
	恩給費	1.34	0.0	-	-	1.34	0.0	83.7
	介護・医療・児童 関係費	4,465.24	19.6	-	-	4,465.24	19.6	103.3
	公債費	3,027.43	13.3	-	-	3,027.43	13.3	84.8
	税交付金等	3,204.57	14.1	-	-	3,204.57	14.0	106.9
維持・法令義務費等	876.80	3.8	0.01	0.0	876.81	3.8	100.3	
小 計		16,494.22	72.4	0.01	0.0	16,494.24	72.2	98.0
合 計		2,278,408	100.0	49.63	100.0	22,833.71	100.0	96.3

イ 公共・県単独土木事業予算額

○ 公共・県単独土木事業について風水害対策の強化に取り組む「神奈川県水防災戦略」の更なる推進等を図るため、追加の公共事業を行う。令和4年度6月現計予算と比較して、102.4%と増加した。

○ 一般会計

(単位：億円、%)

区分	これまでの 累計額 A	6月補正 予算額 B	6月現計 予算額 A+B	5年度 6月現計 /4年度 6月現計
治山・林業等	69.14	0.39	69.54	101.5
道路橋りょう・街路	380.05	19.19	399.25	101.0
除く国直轄	269.85	19.19	289.05	106.0
道路国直轄	110.20	-	110.20	90.1
河川海岸・港湾	265.91	15.00	280.92	110.0
除く国直轄	251.81	15.00	266.82	111.8
河川海岸国直轄	14.10	-	14.10	84.3
砂防・急傾斜	78.66	-	78.66	97.0
都市公園	20.49	-	20.49	130.8
その他	77.76	-	77.76	87.2
合計 (a)	892.05	34.60	926.65	102.4
除く国直轄	767.75	34.60	802.35	104.7
うち維持補修費	276.17	11.74	287.91	114.6
国直轄	124.30	-	124.30	89.4

○ 特別会計

県営住宅事業会計 (b)	105.50	-	105.50	113.3
--------------	--------	---	--------	-------

○ 企業会計

流域下水道事業会計 (c)	69.69	-	69.69	118.5
---------------	-------	---	-------	-------

総計 (a)+(b)+(c)	1,067.26	34.60	1,101.86	104.5
----------------	----------	-------	----------	-------

II 令和5年第2回県議会定例会(6月提案分)条例案等

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	7 件
動 産 の 取 得	1 件
そ の 他	1 件
計	10 件
(参考)6月補正予算	3 件
合 計	13 件

2 条例案等の概要

【条例の制定】

○ 知事の給与の特例に関する条例

県立知的障害者支援施設における不祥事に鑑み、県政を統轄する責任者である知事としての責任を明らかにするため、給料を減額(10分の3、1ヶ月)したいので、所要の定めを行う。

※ なお、首藤副知事(福祉子どもみらい局所管)は給料の10分の2、1ヶ月、武井副知事(元保健福祉局長)は給料の10分の1、1ヶ月の自主返納を予定している。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

租税特別措置法施行令の一部改正により、特定の民間再開発事業の認定事務が廃止されたことに伴い、移譲事務を削除するなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害を理由とする差別に関する紛争についてのあっせんを行う附属機関として「神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」の設置等を行うため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

租税特別措置法施行令の一部改正により、特定の民間再開発事業の認定事務が廃止されたことに伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を削除するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

一般旅券発給手数料について、国のシステムによりクレジットカード納付が開始されるほか、「キャッシュレス都市(シティ)KANAGAWA宣言」を踏まえ、その他の収入証紙により収納している使用料・手数料についても、キャッシュレス化を推進していくため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

県内地方公共団体で地域保健福祉を担う保健師の確保に向け、保健師確保に特化した修学資金区分を新たに設けるため、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画(Ⅱ期)に基づき、厚木東高等学校と厚木商業高等学校を再編・統合し、新たに厚木王子高等学校を設置するため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

【動産の取得】

○ 新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品目	数量	契約者名	契約金額
行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg	209,000錠	塩野義製薬株式会社 代表取締役会長兼社長 手代木 功	2億2,439万8,889円

[健康医療局医療危機対策本部室感染症対策連携担当課長 電話 045-285-0848]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

精神医療センター(旧 精神医療センター芹香病院)の温室等の除却に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]